

大阪府営住宅業務仕様書

令和8年8月

大阪府都市整備部

目 次

I	全般的事項	1
1	趣旨	1
2	施設の概要	1
3	業務の実施体制	1
(1)	管理事務所設置場所	1
(2)	業務時間	1
(3)	実施体制	1
(4)	住宅総合管理システム	2
4	個人情報及び特定個人情報の保護	2
5	実施状況の確認	2
6	指定期間の前に行う業務	2
7	業務の実施にあたっての留意事項	3
8	協議	3
II	業務内容	4
1	入居者の公募並びに入居及び退去の手続に関する業務	4
(1)	募集業務	4
(2)	入居業務	7
(3)	入居者の退去	9
2	入居者等への指導及び連絡に関する業務	11
(1)	府営住宅の使用に係る承認等	11
(2)	入居者の維持保管義務違反	13
(3)	その他の管理業務	14
3	家賃等の収納に関する業務	17
(1)	調定手続き	17
(2)	家賃等の収納事務	18
(3)	家賃等の滞納整理	18
(4)	入居者の収入額認定等の補助業務	19
(5)	家賃変更（収入更正）等補助業務	20
(6)	家賃の減免決定補助業務	20
(7)	敷金の徴収猶予決定補助業務	20
4	施設管理に関する業務	21
(1)	施設の維持修繕に関する業務	21
(2)	施設の保守点検に関する業務	23
(3)	周辺地域への電波障害対策施設の管理	24
(4)	新築住宅等引継ぎ業務	24
(5)	施設管理にかかるデータ等整理業務	24
(6)	検討会議、委員会等への参画	24
5	建替事業・集約事業の入居・退去関連事務に関する業務（参考価格に含まない業務（毎年度別途協議））	25
(1)	業務内容	25
(2)	業務手続き	25
6	駐車場の管理運営に関する業務	25
(1)	駐車場の利用承認等事務	25
(2)	駐車場使用料の収納	26
(3)	駐車場使用料の滞納整理	26
(4)	保管場所使用承諾証明書の交付に関する業務	26
(5)	駐車場の巡回及び迷惑駐車対策等に関する業務	27
(6)	駐車場施設の維持修繕業務（参考価格に含まない業務（毎年度別途協議））	28
(7)	駐車場管理図面（団地内通路を含む）の作成若しくは修正に関する業務	28

(8) 駐車場の集約業務	28
(9) 空き区画の有効活用に関する事	28
(10) 駐車場使用料改定に関する事	29
7 用地の良好な維持・管理に関する業務	29
(1) 適切な用地管理等に関する業務	29
(2) 各種申請手続きに係る補助業務	30
(3) 各種許可書等の交付に係る業務	30
(4) 処分予定地等の維持修繕等業務（参考価格に含まない業務（毎年別途協議）） ..	30
8 その他事業への協力	30
9 特公賃の管理運営（A地区、B地区、C地区、D地区、F地区）	31
(1) 全般事項	31
(2) 特公賃の入居率の向上のためのPR	31
10 公社併存住宅の管理運営（A地区、B地区、C地区、D地区）	31
11 借上公営住宅の管理運営（A地区）	31
12 特別設計住宅（シルバーハウジング）における維持管理	31
13 官公署等からの照会に対する回答	32

I 全般的事項

1 趣旨

本業務仕様書は、府営住宅等〔公営住宅及び公営型地域優良賃貸住宅並びに特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅（以下「特公賃」という。）をいい、共同施設を含む。以下同じ。〕について指定管理者が行う管理運営業務の内容、履行方法及びその水準に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、本業務仕様書に記載している内容は、最低限の管理運営業務水準を定めたものであり、この水準を満たす場合には、これ以上の提案を妨げるものではない。

2 施設の概要

管理の対象となる施設は、大阪府営住宅指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に示した地区の府営住宅等である。

3 業務の実施体制

(1) 管理事務所設置場所

管理事務所（以下「管理センター」という。）の設置場所は、入居者の利便性や各地区の管理する団地からの距離等を考慮の上、各指定管理者が管理する地区内に1つ以上とし、指定管理者の負担により確保すること。

(2) 業務時間

ア 平日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日以外の日）は必ず業務を実施すること。また、週40時間以上は必ず業務を実施すること。

イ 業務時間中は、管理センターに職員が常駐すること。また、入居者からの問い合わせ等に充分対応できる職員を配置すること。

※ 業務時間の設定にあたっては、住宅総合管理システムコールセンターの受付時間（平日9時から18時まで）に留意すること。

(3) 実施体制

ア 管理運営業務の実施にあたっては、管理責任者を配置すること。

イ 業務時間外における緊急事態（緊急修繕依頼を含む。）の対応は、緊急時連絡業務により、24時間、365日可能な実施体制をとること。また、大規模災害発災時における管理センターのバックアップ体制を整えること。

ウ 緊急事態への応急処置、緊急修繕は、迅速に対応できる実施体制を構築すること。

エ 「A 1級又は2級建築士」、「B 1級又は2級建築施工管理技士」及び「C 設備に関する知識を有する者」による維持修繕及び保守管理業務の検査確認及び計画修繕等の補助業務を実施する体制をとること。（一名が複数の要件（A、B、C）を兼ねることは可）

オ 大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室との間に定期的（週1回以上）な連絡便を設け、必要な文書送付業務を行うこと。その際、個人情報の取扱いには十分注意し、個人情報の漏洩及び文書等の紛失といった事が生じないよう万全の体制をとること。

(4) 住宅総合管理システム

- ア 入居者管理業務等は住宅総合管理システム（以下「システム」という。）を利用して事務処理を行うこと。（指定期間中に現在のシステムが変更される可能性があります。）
- イ システムにおいて住戸及び入居者情報を管理しており、システムの入力及び出力作業は管理運営業務で重要な部分を占めるだけでなく、個人情報保護の観点からもシステム運用を厳格に行う必要があることから、システムを利用する者については最小限の人数とし、事前に大阪府に報告すること。
- ウ システム以外に電算システムが必要になる場合は、指定管理者において用意すること。その場合であっても、システムに入力すべき項目はデータを反映すること。
- エ 指定管理者の業務処理の過誤に伴う対応により、データ修正の処理等が発生した場合は、これに伴う実費等を指定管理者において負担すること。

4 個人情報及び特定個人情報の保護

管理運営業務は、入居者の所得情報や家族構成等重要な個人情報を取り扱っており、マイナンバーを含む特定個人情報の利用も行っていることから、個人情報の保護に関する法律及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守することはもとより、個人情報及び特定個人情報の保管・取り扱いについては万全の体制を整備するとともに、管理運営業務に関し知り得たそれらの情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

また、管理運営業務を実施するにあたっては、大阪府作成の「大阪府からの受託業務に係る個人情報の適正管理のポイント」を遵守すること。

5 実施状況の確認

- 定期的（月1回）に業務の実施状況（各種修繕工事実施状況、応募、資格審査、入退去、許認可届出状況、苦情トラブルの状況等）を「月間業務報告書」で報告すること。（特に苦情トラブルの状況については、全ての情報をシステムに入力の上、「月間業務報告書」で全件報告すること。）
- 大阪府は、指定管理者の業務の実施状況について、随時、立入検査を実施し、場合によっては、必要な説明を指定管理者に求めることがある。（抽出検査を含む。）
- 大阪府は、確認の結果、必要があると認めるときは、業務内容について改善を指示することがあり、指定管理者はこの指示に従わなければならない。（指示に従わない場合には大阪府は指定の取消しを行うことがある。）

6 指定期間の前に行う業務

指定管理候補者として選定された後、管理開始の前日まで、管理運営業務を円滑に行うために必要な下記の事項を実施すること。このために必要な職員の派遣及び研修等は指定管理者の負担により実施すること。

- 管理センターの場所確保（システム利用のための回線接続場所確定のため、令和8年12月中旬までに場所を決定し、指定期間開始の2週間前までに場所を確保してください。）
- 配置する職員等の確保及び業務内容、人権、個人情報保護等の職員研修

- 業務等に関する各種規程の作成、協議
- 大阪府、前指定管理者等からの業務引継ぎ
- 年度契約の必要な施設保守点検業務等の契約の準備
- 各種許可及び届出の名義等変更手続きの準備
- システムの利用に関する準備（研修への参加、管理センター内のネットワークの構築等）
- その他、管理運営業務の円滑な開始に必要な事項

7 業務の実施にあたっての留意事項

業務の実施にあたっては、次の各項目に留意して円滑な運営を行うことはもちろんのこと、入居者等に対して誠実な対応に努めること。

- 公の施設であることを念頭において、公平かつ適正な運営を行うこと。
- 管理運営業務に関し作成し又は取得した文書等は、事務能率の向上に役立つよう常に正確かつ迅速に取り扱い、ファイルに編綴する等適正に管理・保管しなければならない。

当該文書の保存期間等については、大阪府行政文書管理規則の規定に準じるものとする。

大阪府から別途指示があるとき及び指定管理運営業務が終了したとき、あるいは再び指定管理者として業務を行わない場合は、大阪府又は大阪府の指定する者に対し、必要な文書を引き継がなければならない。

- 大阪府の指定管理運営業務に関する問合せに対し、速やかに回答するほか、予算要求及び議会対応に関する資料並びに会計検査実地検査・監査対応に関する資料等の提供を行うこと。
- 指定管理者が管理運営に係る各種規程、要綱等を作成する場合は、大阪府と協議を行うこと。
- 入居者の安全に関係する重大な事故等が発生、又は発生のおそれがある場合には、緊急の点検、調査、措置を行うよう指示することがあるので、指示に従って、措置、報告等を行うこと。
- 業務の実施状況・内容について、入居者ニーズを調査し、調査結果を踏まえたサービス向上を図る取組みの計画的な実施、その効果検証の具体的な手法等、指定期間中の更なるサービス向上を図る取組みを実施すること。

8 協議

指定管理者は、本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合には、大阪府と協議すること。

Ⅱ 業務内容

業務内容は、現在の主な業務内容を前提に記載している。業務改善等の観点から、令和9年度以降に変更する場合がある。

1 入居者の公募並びに入居及び退去の手続に関する業務

(1) 募集業務

ア 募集業務（公営住宅及び公営型地域優良賃貸住宅）

公営住宅及び公営型地域優良賃貸住宅については、火災のあった住戸や周辺の状況により入居者の生活環境を確保できない住戸、大阪府の事業により募集しない住戸等を除き、原則、全ての空家を募集すること。住戸の募集計画について、指定期間の初年度は8月募集以降の計画を5月末までに、次年度以降は各年度開始前の直近の2月末までに提出し、大阪府の承認を受けること。

なお、令和8年度末の空家は令和9年度中に募集すること。また、年度中に退去した住戸は、原則、退去日の属する月の翌月から起算して6か月以内に募集すること。

(ア) 空家状況を常時把握し、大阪府の問合せに対して速やかに回答すること。また、大阪府の指示に基づき、空家募集等に係るデータをシステム入力すること。

府営住宅の募集は、

- ・年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）の総合募集（シルバーハウジング・車いす常用户世帯向け住宅及び事故住宅を含む。）
- ・総合募集のセンター別募集※
- ・通年の随時募集
- ・特公賃空家募集

その他、優先入居、特定入居、目的外使用許可による入居がある。

※センター別募集とは、鍵の交付までや入居開始日以降に辞退があった住戸や総合募集で応募がなかった住戸等について、次の総合募集を待つことなく、センターにおいて募集を行うもの。

(イ) 各総合募集月の3か月前に、指定管理者は、前回までの募集における登録者（入居予定者）の状況や特定入居登録者等のあっせん予定住戸等の空家確保の状況を精査した後、大阪府が示す募集予定住戸の一覧表（現在、空家になっている全ての住戸状況リスト、以下「募集予定リスト」という。）に記載の住戸について、募集の可否を回答すること。なお、令和9年度は8月募集分から回答し、指定期間の最終年度は翌年度の6月募集分まで回答すること。

また、募集予定リストの作成にあたっては、その時点の空家について、当該募集回及び次回以降に募集する住戸の募集予定時期を記載すること。原則全ての空家で募集することから、募集予定時期を記載するにあたっては、大阪府から示す募集住戸の優先順位を踏まえて作成すること。

<募集住戸の優先順位（上から優先）>

団地について：

- ・応募倍率が高い住宅
- ・入居率が高い住宅
- ・築年数が浅い住宅・駅からの距離が近い住宅
- ・最寄駅から都心までの鉄道による所要時間が短い住宅

住戸について：

- ・EV停止階の住戸
- ・EVのない住宅は低層階（1階から順次）の住戸

また、総合募集月の前月末日に、所管する全ての府営住宅毎に管理戸数、入居戸数、空家戸数及び空家の状態別戸数（入居手続き中、募集中、募集準備中（募集時期別）、募集不可）を指定管理者のホームページに掲載すること。（集計時点は総合募集月の2か月前の月末）

募集予定リストをもとに大阪府が応募区分（一般、福祉、新婚・子育て、親子近居、シルバーハウジング、車いす常用者）ごとに募集戸数を配分し、「総合募集の案内・申込書・申込専用封筒」を作成する。

指定管理者は、「総合募集の案内」作成にあたっては、大阪府の指示に基づき、原稿の作成、校正を行うこと。

(ウ) 総合募集の申込受付は郵送及び電子申請（Web）で行う。

郵送による申込書は、大阪府で一括して受付し、指定管理者に配付する。

電子申請については、指定管理者が、セキュリティ対策を考慮した電子申請（例えば、ホームページから申請受付フォームをダウンロードし暗号化を図った方法で申請する等）で受付する仕組みを構築し、受付すること。

指定管理者は、申込者に対して、申込受付後、抽選番号の通知を行うこと。

指定管理者は、総合募集の申込受付にあたって、応募区分等に誤りがないか等申込書の内容から分かる範囲で確認を行い、必要な場合は申込者に対して問合せ等を行うこと。

指定管理者は、総合募集で応募がなかったの住戸について、センター別募集の申込受付を行うこと。受付後もなお、空家がある場合は、通年で随時募集を行い、申込みを受け付けること。

また、総合募集で当選したものの、入居者が入居開始日までに辞退した住戸のうち、空家修繕が完了している（もしくは完了の予定）住戸は、センター別募集又は次回以降の総合募集で募集を行うこと。

(I) 電話、窓口等で、総合募集及びセンター別募集及び通年の随時募集の申込資格等の各種募集に関する問合せに対応すること。

(オ) 優先入居のうち、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）、大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）及び特公賃の収入減少者向け公営住宅入居者募集、並びに機構・公社住宅の建替事業に伴う公営住宅入居者募集については、それぞれの事業主体が応募受付・抽選を行うこととなっている。特公賃の収入減少者向け公営住宅入居者募集は、指定管理者が行う。

その他の海外引揚者世帯向け募集等の優先入居の募集については、それぞれの優先入居実施主体が募集受付を行い、指定管理者は大阪府からの選定依頼に基づき抽選を実施し、抽選結果を大阪府に報告すること。

なお、指定管理者は大阪府が示す空家一覧表の住宅が活用可能住戸であるか報告すること。

イ 募集業務（特公賃・その他）

(ア) 特公賃空家募集については、全ての空家を通年の随時募集とし、窓口で随時受け付けること。また、インターネットで仮予約申込みを受け付けるとともに、窓口で本受付を行うこと。

電話、窓口等で、申込資格等の募集に関する問合せに対応すること。

(イ) 特定入居（Ⅱ 1（2）ア(ウ)の特定入居（住宅替え）を除く。）は、大阪府が受付を行うが、指定管理者は大阪府の照会に対して活用可能住戸を報告すること。また大阪府の求めに応じ、Ⅱ 1（2）のとおり受付後の対応をすること。

- (ウ) 特定入居のうち、入居者に対して行う特定入居（住宅替え）について、受け付けること。
また、電話、窓口等で、申込資格等の申込みに関する問合せに対応すること。
- (I) 総合募集のセンター別募集(通年の随時募集を含む。)及び特定入居（住宅替え）等の申込み状況に係る報告については、大阪府の指示に基づき作成の上、報告すること。
- (オ) 目的外使用許可による入居（社会福祉法人等によるグループホームの入居、火災・暴風雨等被災者の一時入居、配偶者等からの暴力被害者の一時入居、犯罪被害者等の一時入居、離職等退去者の一時入居等）については、大阪府が受付、必要書類を確認・審査、決定を行う。
指定管理者は、大阪府の指示に基づき住戸を選定すること。また、入居時及び退去時の説明、処理に対応すること。当該入居者の迷惑行為等による周辺住戸からの苦情や入居準備等に対して、大阪府と調整・対応すること。

ウ 大阪府民への周知

- (ア) 総合募集、センター別募集及び通年の随時募集、並びに特公賃空家募集等の全ての住戸について、情報をホームページに掲載すること。また、所管する全ての府営住宅等の団地情報（所在地及び団地の外観・住戸内の写真（2・3枚程度）、全住戸の間取り、最寄りの交通機関、小中学校、保育園・幼稚園、商業施設等の周辺施設からの距離）を令和9年度中にホームページに掲載すること。（府が提供する情報以外の情報については指定管理者が調査すること。）大阪府民からの問合せに対応すること。また、「総合募集の案内」及び「特公賃の入居申込みのご案内」等の冊子を大阪府が配布する以外の箇所に指定管理者において配布すること。

- (イ) 指定管理者は、前年度の応募倍率が概ね5倍未満の公営住宅及び特公賃を対象に、寝室数（1寝室から4寝室）毎に各1戸以上の住戸をあらかじめ空家修繕を実施し、モデルルームとして使用すること。

公営住宅については、総合募集時（年6回）の前月にモデルルームとして内覧（住戸・設備の説明を含む）を1日（6時間）以上実施すること（団地・住戸は指定管理者で選定可能。住戸タイプ別に住宅が異なる場合は、各々について、1日（6時間）以上実施すること。土曜日開催等開催日について工夫すること。）。（令和9年度については、8月募集から開始すること。）

特公賃については、常時モデルルームとして使用すること。（希望に応じて内覧に対応すること。また、モデルルームの住戸への入居を希望した場合は、即時入居を可能（空家修繕費用は「入居開始日以降の辞退（鍵交換等）」とする。）とし、別途モデルルームを用意すること。

実施に当たって、「モデルルームに職員が常駐」又は「内覧希望者の事前申込制として希望時間帯に職員が同行」して内覧すること。（事前申し込みがなかった場合も当日対応できるようにすること。）

エ 当選者の決定等

- (ア) 総合募集について、住戸別に応募者が複数ある場合は、公開抽選により、当選者、補欠者（現在1名だが、指定期間中2名以上に変更することがある。）を決定すること。総合募集の抽選日については、大阪府が指定する日に公開で行うこと。（指定管理者において動画等を配信していただく場合がある。）

抽選終了後、抽選結果等を大阪府が指定する様式（大阪府が指定するデータ形式）に基づき速やかに大阪府へ報告すること。

センター別募集については、受付順位を決定すること。

- (イ) 抽選後、申込者に対し抽選結果を送付すること。
- (ウ) 総合募集の抽選結果等を抽選日当日中にホームページに掲載するとともに、各指定管理者管理センターに掲示すること。

オ 各種募集に係る資料作成等

応募受付状況及び重複申込者（同居人含む。応募書類等に記載が不十分な場合は、応募者に確認すること。）に係るチェックリスト、募集に関する統計資料等、各種募集に係る資料について、大阪府の指示に基づき大阪府が指定する様式（データ形式）により作成の上、報告すること。

(2) 入居業務

ア 入居資格審査

(ア) 指定管理者は、「入居資格審査の案内」等資格審査に必要な案内及び様式は、大阪府の指示に基づき作成の上、報告すること。

(イ) 総合募集、センター別募集及び通年の随時募集、優先入居、特定入居及び特公賃空家募集に係る申込者及び当選者（以下「当選者等」という。）の情報把握を行うこと。

(ウ) (イ) の当選者等に、入居資格審査について、「入居資格審査の案内」、「保証人確保のお願い（特公賃に限る）」等必要な書類を送付するとともに、当選者等からの問合せに対応すること。

(I) 当選者等から提出のあった必要書類の確認・審査を行い、不備があった場合は、当選者等に追加提出等を求める等必要な指導を行うこと。なお、確認・審査にあたっては、募集の種類、応募区分また提出書類の内容等に応じて、面談等必要な調査確認と説明を実施すること。

また、過去、府営住宅等に入居していた又は現在、府営住宅等に入居している当選者等については、現に家賃の未納の有無及び大阪府営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）で定める不正な使用（無断退去等）の有無についてシステムにより確認を行うこと。

ただし、地区を越えた確認が必要な場合には、大阪府に確認を依頼の上、審査を実施すること。大阪府が行う警察照会に必要な事項について、大阪府の指示に基づき、大阪府に照会すること。

指定管理者において確認・審査を行った後、一件書類を大阪府が指定する方法で、大阪府に審査依頼すること。

(オ) 指定管理者は、当選者等が指定期間内に入居資格審査を受けなかった場合等は、経緯を大阪府に報告すること。大阪府は、その内容を審査し失格等の判断を行う。また、失格等の判断後、指定管理者は失格等の通知を当選者等に行うこと。

(カ) 当選者等が失格又は辞退し、補欠者がある場合には補欠者に対し、入居資格審査について、「入居資格審査の案内」等を送付し、順次、入居資格審査を行うこと。

(キ) 指定管理者は、大阪府で審査を行い、入居資格審査が合格となった当選者（入居予定者）等をシステムへ入力し、入居予定住戸をあっせんし、入居承認書及び必要書類を大阪府の指示する日までに提出すること。当選者等が外国人の場合、入居資格審査時に国籍、在留資格を把握すること。

(ク) 入居者に対して行う特定入居（住宅替え）については、大阪府の審査の合否決定後に「特定入居（住宅替え）登録台帳」に受付順に登録すること。（有効期間は1年、更新する場合は再度同様の手続きが必要であるため入居者に案内すること。）

その後、入居可能空家が生じた場合は、入居予定住戸を決定したうえで、入居承認書及び

必要書類を大阪府の指示する日までに提出すること。

- (ケ) 大阪府は、指定管理者から提出された必要書類についてその内容を審査(警察照会を含む。)し、入居決定を行うものとする。

イ 入居説明(定期及び随時)の実施

- (ア) 「府営住宅住まいのしおり(日本語版及び外国語版)」を大阪府の指示に基づき作成の上、報告すること。また、その他入居説明に必要な資料を作成すること。

- (イ) 入居決定をした者に入居開始日等を通知し、入居開始日までに「府営住宅住まいのしおり(日本語版及び外国語版)」等で入居に際しての注意事項等の説明を行うこと。

なお、外国籍の入居予定者に対しては、府が作成した生活上のルール及び防災ガイドを配布すること。また、日本語でコミュニケーションが取れるかを把握した上で、その者の状況に応じ、外国語で作成した入居説明資料等を用いて、入居に際しての注意事項等を説明する等対応を行うこと。(注意事項を説明(動画を含む。))する場合、使用している言語を理解できるか確認し、理解できない場合は通訳の配置や翻訳機を用いて説明する等入居予定者が理解できるようにすること。)

- (ウ) 入居決定をした者に入居手続きについて説明すること。また、敷金等を納付しないときは入居決定が取消しになる旨を説明すること。

- (I) 特公賃の入居決定時には「保証人確保のお願い(特公賃に限る)」を再度送付し、入居決定をした者からの問合せに対応すること。また、入居開始日までに契約できるよう、機関保証制度利用希望者からの保証委託申込書の受付、保証委託契約にかかる保証会社及び大阪府への連絡や書類の送付等を行うこと。加えて機関保証申込者にかかる報告書を大阪府の指示に基づき作成し、大阪府に毎月提出すること。

ウ 入居手続(定期又は随時)

- (ア) 入居手続きに必要な案内及び誓約書等必要な様式を大阪府の指示に基づき作成の上、入居決定をした者に案内すること。

- (イ) 入居決定をした者から提出のあった入居関係書類の確認・審査を行うこと。なお、不備があった場合は、入居決定をした者に対してその訂正を求めること。

- (ウ) 入居説明時に入居月の家賃及び敷金の納入通知書を入居決定者に交付し、定められた期限(鍵交付前)までに納入させること。

- (I) 家賃及び敷金の納入並びに請書、保証人資格申告書(特公賃に限る)及び誓約書等の提出の確認後、鍵の交付等の業務を行うこと。

なお、家賃等は、指定金融機関の口座振替により納入するよう説明すること。

- (オ) リース浴槽対象の住戸については、リース浴槽制度について入居者に説明し、入居者がリース契約を締結した場合は、必要な情報をシステムへ入力すること。

- (カ) 風呂設備の再利用対象住戸については、入居者に浴槽・風呂釜の再利用制度について説明し、書面により手続きを行うこと。

- (キ) 入居説明の際、高齢者(60歳以上)のみの世帯には緊急医療カプセル(救急医療情報カード1枚及び記入例1枚、シール1枚、マグネットステッカー1枚、入れ物容器1個)を大阪府の指示に基づき作成の上、配布すること。

- (ク) 入居届の提出等入居後の手続きについて説明すること。提出された入居届等の確認を行うこと。また、緊急連絡先等必要事項の記入がない場合は、記入するよう指導すること。なお、提出された入居届と住民票等(新たに整備される府営住宅等への入居を含む。)の内容をシステムへ入力すること。

(ケ) 入居決定・入居説明等、入居の業務を速やかに行うこと。また、入居決定した者が早期に入居するよう指導するとともに、入居届等の提出がない場合は速やかに提出するよう指導すること。

(ク) 入居手続完了後(新たに整備される府営住宅への入居を含む。)、入居関係書類(請書及び保証人資格申告書(特公賃に限る)、誓約書等)及び入居申込書等入居資格審査書類並びに入居後提出のあった入居届・住民票等を名寄せし、大阪府の指定する方法でファイルにまとめて前年度分を一年間保管すること。(ただし、指定期間最終年のファイルについては、1年間保管することなく大阪府の指示に基づき引継ぎを行うこと。)保管期間終了後、大阪府と引継ぎ時期を調整の上、引継ぎを行うこと。

また、入居関係書類のうち大阪府の指定するものを大阪府が指定する時期までに、電子情報(PDF化)としてシステムに登録し、登録完了確認をすること。

大阪府がシステムの確認を行った結果、修正の必要がある場合は、大阪府の指示に基づき修正を行うこと。

(3) 入居者の退去

入居者が当該府営住宅等を退去する場合は、規則に基づき、退去を行う30日前までに知事にその旨の届出を行い、検査を受けなければならないことから、下記のとおり指定管理者は当該退去に関する事務及び検査業務を行うこと。

ア 退去手続等の指導

(ア) 府営住宅等の退去について相談があった場合は、その内容について確認し、退去手続等(住宅返還届、未納家賃の入金、原状回復、鍵の返還等)の必要な指導を行うこと。

(イ) 住宅返還手続きが行われないまま空家状態となっている住宅がないか、住宅の確認等を通じて状況把握を行うこと。

(ウ) (イ)で空家状態の住宅と把握した場合は、指定管理者は、退去した入居者に対し、退去手続等(住宅返還届、未納家賃の入金、原状回復、鍵の返還等)を指導すること。

(エ) (イ)の空家状態の住宅で、残置物がある場合は、退去した入居者に対し、残置物を当該住宅から撤去するよう指導すること。

(オ) 鍵の交付から入居開始日までの間に退去の申し出があった場合、鍵の取替費用や建物、設備等の全部又は一部を汚損・破損(火災等事故を含む。)した場合の費用を入居予定者に請求すること。また、入居予定者による汚損・破損の状況が確認できるよう、鍵の交付前に住戸内の記録をとること。

(カ) 入居者が死亡している場合、住宅の退去手続きについて、入居者の相続人に退去手続等(住宅返還届、未納家賃の入金、原状回復、鍵の返還等)を指導すること。

(キ) 相続人の存在が把握できない場合は、大阪府にその旨を報告し、相続人調査の結果に基づく大阪府からの指示に基づき、入居者の相続人に退去手続等(住宅返還届、未納家賃の入金、原状回復、鍵の返還等)を指導すること。

(ク) 単身入居者が死亡し、未返還となっている住宅(以下「単身死亡住宅」という。)の発生状況及び単身死亡住宅における(オ)、(カ)の退去指導等の状況について、リストを作成の上、大阪府に毎月10日までに報告すること。

(ケ) 空家状態となっている住宅に係る退去指導の進捗状況について、リストを作成の上、大阪府に毎月10日までに報告すること。

イ 住宅返還届の受付、審査

入居者から住宅返還届、還付請求書、退去時補修依頼書及び添付書類を受け付けた場合、指定管理者は、これらの書類を審査し、適正と認められる場合は、その内容をシステムへ入力すること。なお、これらの書類に不備があった場合は、入居者に対してその補正を求める等必要な指導を行うこと。

ウ 未納家賃の確認及び入金案内、連絡先確認

入居者の退去に際して、未納家賃の有無を確認し、未納家賃がある場合は、入金案内等を行うこと。また、退去後の連絡先を必ず確認すること。

エ 退去時検査（第1回）

「大阪府営住宅退去時査定事業実施基準」に基づき、退去時検査として、退去する入居者の立会の上、障子及びふすまの張り替え並びに畳の表替えその他入居期間中の建具等の汚損又は毀損のほか、故意・過失、保管義務違反その他通常の使用を超えるような使用による損耗等入居者に負担させるべき部分及び入居者私物の撤去状況の確認を行うとともに、原状回復を指導すること。

なお、退去する入居者が行うべき原状回復等に係る工事を入居者が行わない場合は、当該入居者に費用弁償させることとし、その場合、生活保護の受給の有無を確認した上、入居者負担の負担割合を定める補修費徴収区分を記載した「府営住宅退去による修繕見積書」の「承認書」の欄に、たたみの表替え、障子及びふすまの張り替えに係る費用を含む上記原状回復費用を負担する旨の署名を取ること。

退去者が設置した風呂設備について、再利用可能なものは、浴槽・風呂釜の再利用制度について説明を行い、同意が得られた場合は、書面により手続きを行うこと。（機器点検を実施）

オ 鍵の返還

入居者が住宅を退去するときは、指定管理者は、退去する入居者に鍵（3本）の返還を求めること。入居者から鍵の返還があった段階で、すみやかに退去日のシステム入力を行うこと。

カ 退去時検査（第2回）

鍵の返還を受けた後、住宅内の残置物の有無や退去者負担の修繕実施状況等を確認し、追加修繕等の要否について再チェックを行い、原状回復費用を決定すること。

なお、原状回復費用を変更する場合には、再度、退去者と連絡を取り「府営住宅退去による修繕見積書」の署名を再度徴すること。

キ 家賃・敷金・原状回復費用の精算、還付

退去時検査（2回目）終了後、家賃、敷金及び原状回復費用の精算を行い、その結果をシステムに入力すること。

システム入力後は、速やかに住宅返還届、還付請求書、退去時補修依頼書及び添付書類を大阪府に提出すること。

なお、家賃、敷金の還付が必要な場合は、大阪府は、その内容を審査し還付決定を行い、退去者へ還付金を支払う。

また、還付金を補修費に充当することに同意した退去者については、大阪府は、指定管理者の請求に基づき還付金を原状回復費用の一部として指定管理者に支払う。

ク 退去精算書類の送付及び未納家賃の請求及び督促精算後、大阪府が作成した「退去精算明細について(送付)」を退去者に対し送付するとともに、原状回復費用が不足する場合は、退去者に対し不足分を請求するものとする。

また、家賃の滞納額がある退去者については、大阪府が作成した「退去精算後の家賃不足分について（通知）」と納入通知書を併せて退去者に送付すること。

なお、退去時の原状回復費用に係る債権は、指定管理者に帰属する。

2 入居者等への指導及び連絡に関する業務

(1) 府営住宅等の使用に係る承認等

府営住宅等は、民間賃貸住宅と異なり公営住宅法等により、使用にあたって申請が必要とされる行為等に関して規定されているので、その申請に対する承認等については公営住宅法、同法施行令、同法施行規則、大阪条例（以下「条例」という。）及び規則、取扱基準等に基づき以下のとおり行うこと。

ア 申請行為の相談、指導

府営住宅等に係る申請行為について相談を受けた場合は、その内容について確認し、必要な指導を行うこと。また、指導を行った場合は、その旨システムに入力すること。

イ 申請書等の受付、審査、提出

入居者等から次の(ア)～(シ)までの府営住宅等の使用に係る申請があった場合、申請書及び添付書類の審査を行い、不備があった場合はその補正を求め、必要な指導を行うこと。

審査にあたっては、申請書の内容に応じて、入居者等からの事情聴取及び実地調査等必要な調査確認をすること。

審査を終了した(ア)～(シ)（(ジ)を除く）の申請書及び添付書類は、大阪府に提出すること。

なお、審査を終了した申請書を大阪府に提出する際に、大阪府が指定する送付文書、一覧表を添付し、データを送付すること。

(ア) 保証人変更等承認申請書（特公賃に限る）

府営住宅等（特公賃に限る）の入居にあたっては、保証人1名を必要とする。死亡その他の理由により、保証人を変更する必要がある場合は、入居者は保証人変更等承認申請書を提出しなければならない。

保証人の変更の必要がある場合は、保証人の変更手続きを行うよう指導すること。

保証人を立てることができない場合は、機関保証制度を案内するとともに、利用を希望する者からの問合せに対応すること。また、機関保証制度利用希望者からの保証委託申込書の受付、保証委託契約にかかる保証会社及び大阪府への連絡や書類の送付等を行うこと。加えて機関保証申込者にかかる報告書を大阪府の指示に基づき作成し、大阪府に毎月提出すること。

入居者が保証人を立てることを猶予された場合は、速やかに保証人を立てるよう指導すること。

なお、保証人の住所、氏名、勤務先、勤務場所に変更があった場合、「保証人住所氏名等変更届」を提出させること。

(イ) 同居承認申請書

府営住宅等の入居者が、入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、条例等の規定に基づき知事の承認を得なければならない。

入居者が新たに親族の同居を求める場合は、規則に基づき知事の承認（警察照会を含む。）を得る必要があるため、申請希望者には同居承認申請書及び添付書類を提出するよう指導すること。

なお、同居承認に際して、収入変動に伴い承認できない場合があるので留意すること。

(ウ) 一時不在承認申請書

入居者は、府営住宅等を生活の本拠地として使用しなければならない。

入居者が正当な事由により引き続き1か月以上府営住宅等を使用しない場合は、条例の規定に基づき知事の承認を得る必要があるため、一時不在承認申請書及び添付書類を提出するよう指導すること。

なお、一時不在承認について、承認期間を超えて不在となるような場合又は申請時点で既に承認期間を超えて不在であるような場合は、退去等の指導も併せて行うこと。

(I) 地位承継承認申請書

府営住宅等の入居者が死亡又は退去した場合に、同居人が引き続き当該住宅に居住するためには、条例等の規定に基づき知事の承認を得なければならない。

地位承継の承認を受けるには規則に基づき知事の承認（警察照会を含む。）を得る必要があるため、申請希望者には地位承継承認申請書及び添付書類を提出するよう指導すること。

（保証人変更等承認申請（特公賃に限る）が併せて必要）

地位承継資格は、同居している配偶者・子・孫や高齢者世帯、障がい者世帯等に限られる。地位承継不可者については、所定の手続きにより自主退去の指導を行うこと。なお、地位承継に際して、収入変動に伴い承認できない場合があるので、留意すること。

地位承継承認申請書類一式を住宅・棟・室ごとに冊子にし、前年度分を保管すること。（ただし、指定期間最終年のファイルについては、1年間保管することなく大阪府の指示に基づき引継ぎを行うこと。）

(オ) 異動届・氏名変更届

入居者の勤務先の異動、同居者の転出・死亡による退去、出産による同居等の異動及び入居者・同居者の氏名変更が生じた場合は、その旨知事に届出の必要がある。

同居者の転出・死亡による退去等がある場合は入居者に手続きを行うよう指導すること。

(カ) 併用承認申請書

府営住宅等の入居者又は同居者が身体障がい者であってあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許を受けている場合、府営住宅等をあん摩、はり、きゅう等の施術所として住宅と併用する場合、申請し知事の承認を得る必要がある。

該当の入居者は所定の手続きを行うよう指導すること。

また、上記以外の目的で住宅と併用している場合は、その目的では併用での使用はできない旨指導すること。

(キ) 特定入居（住宅替え）願

府営住宅等の入居者は、法定された事由に該当する場合、公募せず入居決定できる。

特定入居（住宅替え）を希望する者がある場合は、必要に応じて大阪府と協議の上所定の手続きを行うよう指導すること。

(ク) 模様替（増築）承認申請書

入居者は、府営住宅等を模様替又は増築してはならない。ただし、原状回復が容易である場合においては、条例の規定に基づき知事の承認を得たときは行うことができる。

入居者が府営住宅等の模様替又は増改築を行おうとする場合、手続きを行うよう指導すること。特に、手続きには一定の時間を要するため、時間的余裕をもって行うよう指導するとともに、工事内容について大阪府と調整する等、適切に対応すること。

なお、知事の承認を得て府営住宅等を模様替又は増改築を入居者が実施する場合は、当該

工事が適正に行われるように入居者を指導監督すること。

また、工事が完了した後は、工事終了届の提出を受けた上で検査確認し、瑕疵があるときは入居者に補正を指導すること。

(ケ) 工作物設置届

府営住宅自治会等（以下「自治会等」という。）が防犯活動の取組みとして、府営住宅等に防犯カメラ等を設置することができる。

「大阪府営住宅への防犯カメラ設置に伴う個人情報の取扱いに関する指針」に基づき、自治会等へ指導・助言を行いつつ、所定の手続きを行うよう指導すること。

(ク) ペット飼育及び花の栽培に関する届等

動物の適正飼育及び花の栽培を希望する団地の自治会等から届出があれば、内容を確認の上、受理すること。なお、身体障がい者補助犬は大阪府が定める取扱いに従い適切に対応すること。

(ク) 緊急連絡先の変更の届出等

入居届により届け出た緊急連絡先に変更等がある場合は届け出るよう指導すること。また、定期的に緊急連絡先の変更の届出等について入居者に周知すること。なお、届出があった場合は、その内容をシステムに入力すること。

(シ) 選挙運動等にかかる承認申請

市区町村選挙管理委員会が府営住宅等の集会所を投票所として使用する場合、入居者（候補者又は候補者の推せん届出者、同居者を含む）がその居住する府営住宅等の集会所を選挙事務所として使用する場合は、申請書及び添付書類を受け付け大阪府に送付すること。

(ス) 使用許可申請

グループホーム設置やインターネット利用のための光ケーブル導入等、入居者以外の者から住宅等の使用について相談、申請があった場合は、指導、助言及び現場確認を行う等適切に対応すること。

ウ 承認通知書等の交付

大阪府は、申請書及び添付書類について、その内容を審査し承認決定を行う。

大阪府の承認決定後、指定管理者は、システムへの入力を行い、承認通知書を入居者に交付すること。

また、使用許可については、大阪府は、申請書及び添付書類について、その内容を審査し、許可決定を行うので、指定管理者は、大阪府の指示に基づきシステムへの入力のうえ、許可決定後において、指定管理者は許可書を申請者に交付し、申請書及び添付書類を保管すること。

エ グループホーム等の目的外使用許可における入居説明等

大阪府は、グループホーム等（府営住宅の空室活用等を含む。）の住戸選定、使用許可書の発行及び使用料の調定（収入すべきことを決定する行為）を行う。指定管理者は、その他の業務（住戸選定時の照会に対する活用可能か否かの確認及び回答、下見対応、許可書・鍵の交付、退去に関する業務等）を行うこと。

(2) 入居者の維持保管義務違反

入居者は、条例等により府営住宅等について適正な使用を行う義務を有する。このことから、入居者の維持保管義務について常に注意を払い、実態把握に努めること。知事の承認が必要なものについては、上記（１）に基づき事前に手続きを行わせるとともに、入居者等への指導及び大阪府への報告等必要な措置を講ずること。

なお、当該維持保管義務違反に対しての明渡請求及び損害賠償請求等の法的措置は、大阪府が行うものとし、指定管理者は、大阪府が法的措置を行えるよう現地での実態把握、指導その他報告書を作成し、法的措置後は大阪府の指示に従うこと。

ア 維持保管義務違反の有無の調査報告

入居者の維持保管義務に違反する以下の行為について情報を得た場合には、当該入居者等に対する事情聴取及び現地調査等を行い、実態把握すること。

(ア) 故意毀損

入居者は、故意に府営住宅等を毀損させてはならない。

(イ) 転貸の禁止

入居者は、府営住宅等を他の者に貸し、又はその入居の権利を譲渡することはできない。

(ウ) 同居の禁止

入居者は、知事の承認なくして入居の際に同居した親族以外の者を同居させてはならない。

(エ) 不法占有

入居者の死亡等の後に地位承継できない同居者が居住し続ける等、違法に占有してはならない。

(オ) 無断模様替え

入居者は、知事の承認なくして府営住宅等を模様替又は増改築をしてはならない。

(カ) 迷惑行為

入居者は、入居者の共同の利益に著しく反する行為をしてはならない。

(キ) 住宅不使用

入居者は、正当な事由なくして引き続き1ヶ月以上府営住宅等を不使用であってはならない。

(ク) その他

入居者は、府営住宅等の用途を変更してはならない。

イ 是正指導及び是正内容の確認、報告

上記アの維持保管義務違反の事実を確認した場合は、当該入居者（グループホーム等の目的外使用許可における事業者を含む。）に対して是正指導すること。指導の結果、違反事項がどのように是正されたかについて、期限を定めて当該入居者に確認し、是正が行われるよう継続して指導すること。

また、当該指導結果についてシステムに入力するとともに、随時大阪府に報告すること。

(3) その他の管理業務

その他の府営住宅等管理業務として、以下の業務を行うこと。

ア 休日・夜間等の緊急連絡・処理体制の整備

突発的に発生する修繕工事や入居者の事故等に対応するため、休日・夜間の連絡・処理体制を整備すること。

イ 火災等に係る処理

火災、事故等に対して、警察署及び消防署への対応を行うほか、「災害・事故等対応マニュアル（府営住宅 指定管理者用）施設管理編」に基づき、適切に対応すること。

ウ 単身死亡住宅に係る処理

単身入居者が死亡した場合、警察への連絡、死亡届の提出とともに、親族や緊急連絡先等に

住宅返還手続きを取るよう連絡すること。

また、「単身死亡住宅の明渡し対応マニュアル」に基づき必要な業務を行うこと。

エ 「危機管理対応マニュアル」の整備及び緊急・応急修繕等の実施

地震や風水害等による被害の発生に備え、指定管理者において、連絡体制、訓練、施設閉鎖の最終判断に関するプロセス等の必要事項を記載した「危機管理対応マニュアル」を必ず整備し、次の対応を行うこと。（なお、同マニュアルについては、大阪府の「災害・事故等対応マニュアル（府営住宅 指定管理者用）施設管理編」を参考に大阪府と協議のうえ整備すること。）

台風、地震その他自然災害により被害があったとき、又は発生の恐れがある場合は、「災害・事故等対応マニュアル（府営住宅 指定管理者用）施設管理編」に基づき、処分予定地、建替事業等用地を含む団地敷地及び建物等の被害状況を24時間以内に確認をし、その状況を大阪府に報告するとともに、応急に修繕等が必要な場合は対応すること。また、時間外に発災した場合、1時間以内に事務所を開設できる体制を整えておくこと。なお、地震発生時、当該地区で震度4の場合、管理センター職員3名招集、当該地区で震度5弱以上の場合、管理センター施設担当職員全数招集、当該地区で震度6弱以上の場合、管理センター全職員招集し対応に当たること。その他、台風、地震その他自然災害により被害があったとき、又は発生の恐れがある場合、大阪府の指示内容に従い職員を配置すること。

火事により府営住宅等が被災した場合には、「災害・事故等対応マニュアル（府営住宅 指定管理者用）施設管理編」に基づき大阪府に報告するとともに、鎮火後は必要に応じて応急修繕を行うこと。

火事により被害を受けた火元以外の入居者については、迅速に仮住宅のあっせん等、必要な措置を講じること。

また、停電に伴う断水が長期化する場合に備え、大阪府の指示に基づき仮設発電機の手配を速やかに行えるよう、あらかじめ調達先や運搬方法等を確認しておくとともに、災害時の連絡体制を確保すること。

オ 苦情処理等に関する業務

府営住宅等に係る、入居者及び自治会若しくは、団地周辺の居住者及び自治会等からの苦情、要望等並びに警察からの暴力団員に関する通報については、下記のとおり処理を行うこと。

(ア) 苦情、要望等の相談、指導及び実態調査

府営住宅等に係る苦情、要望その他についての相談又は意見が寄せられた場合は、相手の立場を理解し、問題の解決に向けた対応（入居者指導・周知・啓発等）を行うこと。

また、苦情、要望に対して事実関係を調査し、対象者への指導及び関係機関との連携による対処を行うこと。なお、外国人入居者に対し必要がある場合、母国語による指導文書の作成や、通訳を伴う指導等、外国人入居者に理解されるようにすること。

(イ) 苦情、要望等の処理報告

苦情、要望等についての実態把握、指導及び対処等の状況に応じて、随時必要な報告を大阪府に行うこと。

(ウ) 警察からの暴力団員に関する通報に基づく指導及び処理報告

警察から暴力団員が府営住宅等を使用しているとの連絡があった場合は、使用を止めさせるよう指導等を行うとともに、随時必要な報告を大阪府に行うこと。

カ 団地内巡視

(ア) 各種申請書類の交付や相談又は取次ぎ、退去査定等を行うため、住宅、集会所内や近隣に執務場所を確保したうえで、定期的に巡回管理員を派遣して業務に当たらせる等のサービス

を実施すること。なお、巡回スケジュールは、これまでのものを踏襲すること。

また、所定の基準に基づき特定の入居者をネットワーク員として指定管理者から入居者への書類配付、防火管理者の補助等の業務(個人情報に関するものを除く。)に当たらせるか、直接、指定管理者職員等に業務に当たらせること。

なお、巡回管理員は住宅内に設ける現地窓口へ定期的に巡回し、その現地窓口にて入居者からの届出書・申請書及び相談等を取り次ぐこと。なお、巡回管理員が執務室として集会所や近隣施設の一部を使用する場合は、自治会等又は施設管理者に対して負担金(使用料)等を支払うこと。

(イ) パトロールの実施

府営住宅等の良好な住環境を維持するとともに事故を未然に防止するため、大阪府指定のチェックシートをもとに各団地(府営住宅等敷地全て)のパトロールを3ヵ月に1回以上実施し、目視・触手・打診等により住宅及び共同施設の安全・衛生及び維持管理状態の確認や、共用部に避難の妨げとなる物がないかを確認し、必要に応じ、修繕等速やかな対応をすること。なお、パトロールの対象には、指定管理者の管理開始時に現に存する空家、管理開始後発生する空家や新築後引継ぎを受けた後の入居前の空家(いずれの空家も政策空家を含む)のほか、処分予定地を含む。(大阪府指定のチェックリストは大阪府へ提出のこと)

(ウ) 入居者の意見聴取等

前記のパトロールの実施の際は、必要に応じて、入居者の意見聴取及び管理指導に努めること。

(I) 迷惑駐車車両等の撤去指導

府営住宅等敷地内における駐車資格を有しない者による駐車(以下「迷惑駐車」という。)及び放置された車両等の有無を確認するとともに、該当車両を確認した場合は、大阪府に報告を行い、大阪府の指示のもと、撤去指導を行うこと。(「6 駐車場の管理運営に関する業務」の(5)駐車場の巡回及び迷惑駐車対策等に関する業務」参照)

(オ) 駐車場施設における迷惑駐車車両の確認と撤去指導

日常の団地巡回業務の中で迷惑駐車車両の確認を行うこと。迷惑駐車車両を確認した場合には、大阪府に報告を行い、大阪府の指示のもと、撤去指導を行うこと。(「6 駐車場の管理運営に関する業務」参照)

(カ) 迷惑行為に対する指導

府営住宅等敷地内でペットの飼育、騒音、不法耕作物等が確認された場合は、「大阪府営住宅迷惑行為対応マニュアル」に基づき、中止・撤去指導を行う等適切な対応を行うこと。

夜間や休日等業務時間外であっても、迷惑行為を必ず中止するため、事実確認や迷惑行為者への指導等を対応すること。(当該業務時間の取扱いについては、労働基準法等関係法令を遵守すること。)

(キ) 違反ポスターに対する指導

共同施設等に掲示された選挙ポスター及び政治活動用ポスターが確認された場合は、撤去指導を行う等適切な対応を行うこと。

(ク) 自治会等との意見交換等

自治会等から申出があったときには、住宅内の諸課題等について幅広く協議・意見交換を行う場を設けること。

キ 府営住宅等の防火管理

(ア) 団地ごとに消防法に基づく防火対象物定期点検報告等の業務を行うこと。

- (イ) 団地ごとに防火管理者を選任し、消防署への届出を行うこと。また、目的外使用許可住戸（グループホーム等）については、統括防火管理者として防火管理に関する対応を行うこと。

【統括防火管理者及び防火管理者の役割】

- ・建物全体の消防計画の作成
- ・廊下、階段、避難口等の共用部分の防火管理
- ・建物全体の避難訓練や消防訓練等の実施等
- ・消防用設備等の点検・整備
- ・収容人員の管理

ク 共益費について

- (ア) 共益費には、入居者が自治会に支払う費用と大阪府に支払う費用があり、その内容は団地により異なる。入居者が大阪府に支払う共益費について、共益費の決定通知、変更通知を入居者に配付し徴収すること。また、共益費の支払先等の変更に対応すること。
- (イ) 入居者が大阪府に支払う共益費に相当する光熱水費、維持管理費等の契約、支払を行うこと。
- (ウ) 大阪府の指示に基づき、共益費に相当する光熱水費等の支払データを作成し、大阪府に提出すること。
- (I) 建替え等による新築住宅引継ぎ時に必要な光熱水費等の支払い業務を引き継ぐこと。
- (オ) 指定期間中に大阪府が徴収することとなる共益費については次のとおり処理すること。
- ・自治会等から、共益費として大阪府への徴収切替えの申請書及び同意書が提出された場合、内容を確認の上、大阪府に提出すること。
 - ・自治会等が見積書を徴収する事業者（自治会等の要望により指定管理者が紹介する者を除く。）が共益費を原資とする維持管理業務を行う適否について審査すること。
 - ・自治会等が行う事業者からの見積り徴収や大阪府への徴収切替のための手続き等について、必要に応じて自治会等を支援すること。
 - ・大阪府への徴収に切替後も、自治会等と連絡を取り、次年度以降の業者選定にあたり、2者以上の見積もり聴取を行うこと。

ケ 文書の配布及び回収

大阪府から依頼する入居者への各種文書等の配布及び必要に応じた回収を行うこと。

コ 証明発行事務

入居者から依頼があった場合に、家賃、居住等に係る証明書の発行を行うこと。

サ 「ふれあいだより」等入居者への広報物の作成・配布

入居者向け広報物である「ふれあいだより」を大阪府の指示に基づき年4回作成・配付すること。

3 家賃等の収納に関する業務

指定管理者は、収入未申告者・口座振替未利用者・滞納者等の入居者に対し、電話や訪問等による納付指導を行うこと。また、不在の場合、各種内容別の「お知らせ」を作成しドアポスト（ドアポストがない場合、集合ポスト）の中に投函すること。指定管理者が行った業務については、必ずシステム等に入力すること。

(1) 調定手続き

ア 大阪府が家賃等（家賃、共益費及び損害賠償金）の調定を行うために、毎月10日までに必要な出力帳票を大阪府に提出すること。また、大阪府による調定終了後、指定管理者はシステム

による更新作業を行うこと。

イ 収入更正、減免決定等が生じた場合には、その内容をシステムへ入力し、家賃の調定変更に必要な出力帳票を大阪府に提出すること。

ウ 空家募集時における入居月の家賃及び敷金の調定を大阪府が行うために、所得内容等をシステムへ入力し、必要な出力帳票を大阪府に提出すること。

(2) 家賃等の収納事務

ア 口座振替

(ア) 入居者に対し、家賃及び共益費の口座振替の利用促進を行うこと。

(イ) 口座振替の開始又は振込先口座の変更、廃止があった場合は、「口座振替（自動払込）納入依頼書」に基づき、システム入力を行う。また、口座振替の利用を開始する入居者に対して、口座振替納入案内書を送付すること。

イ 納入通知書、納付書の配付

(ア) 口座振替をしていない入居者には、大阪府からの発送依頼に基づき、家賃及び共益費の納入通知書を送付すること。（4月と10月に6か月分の納入通知書を送付）

また、家賃が変更された入居者、口座振替を停止した入居者には、納入通知書を送付すること。

(イ) 納入通知書を紛失した入居者に対しては、システムから出力した納付書を交付すること。

(ウ) 納入通知書を紛失した契約解除者に対しては、大阪府が定める手順に従い、必要に応じてシステムから出力した納付書を交付すること。

ウ 現金による収納

(ア) 現金の取扱いに関する事務取扱責任者を設けること。

(イ) 訪問や窓口で家賃等を現金受領したときは所定の領収書を交付し、現金出納簿等に領収控及び出納を行った金額を整理のうえ、その内容をシステムへ入力すること。

(ウ) 収納した家賃等を翌営業日までに大阪府の指定する金融機関へシステムから出力した払込書で払込むこと。

(I) 年に1回、指定管理者は家賃等の現金の取扱いについて大阪府の検査を受けること。

(3) 家賃等の滞納整理

ア 滞納整理に関する業務については、大阪府の示す滞納整理フロー等に基づき実施すること。

イ 滞納者への入金案内

滞納者に対し、大阪府が示す（未納のお知らせ・督促状・催告書等）リストに基づき、オートコール、携帯ショートメッセージ、電話によるいずれかの手法により、全件入金案内及び分納誓約に関する案内を行うとともにシステムの交渉経過欄に記録を入力すること。なお、オートコール、携帯ショートメッセージ、電話により、入金案内及び分納誓約に関する案内ができなかった滞納者に対しては、文書、訪問により入金案内及び分納誓約に関する案内を行うこと。

入金案内等に関する問合せ・苦情等については、指定管理者において対応すること。

ウ 滞納家賃等の収納

滞納者、退去滞納者から滞納家賃及び滞納共益費の持参又は送金があった場合は、収納するとともに、システムの交渉経過欄に送金・収納記録を入力すること。

なお、損害賠償金については、納付書による納付を指導すること。

エ 法的措置に関する補助業務

(ア) 明渡請求等訴訟

明渡請求等訴訟の対象者から、滞納家賃等の支払いに関して相談があった場合には、大阪府が定める手順に従い、適切に対応した後、大阪府に報告し指示に従うこと。

明渡請求等訴訟の対象者から、滞納家賃等の持参・送金や、住宅返還届等の提出があった場合には、直ちに大阪府に報告し、大阪府の指示に従うこと。

(イ) 強制執行

強制執行対象者から、滞納家賃等の支払に関して相談があった場合には、大阪府が定める手順に従い、適切に対応した後、大阪府に報告し指示に従うこと。

強制執行の対象者から、滞納家賃等の持参・送金や、住宅返還届の提出があった場合には、直ちに大阪府に報告し、大阪府の指示に従うこと。

強制執行後、交換した鍵を大阪府から受領した後、速やかに住宅の状況を確認し、不用物の廃棄処分等必要な措置を講じること。

オ 分納誓約業務

滞納者から、滞納家賃等の分納に関して相談があった場合には、大阪府が定める手順に従い、適切に分納誓約の案内を行い、分納誓約の申し出を受け付けること。分納誓約後の分納家賃等の支払いについては毎月指定管理者において管理すること。

(4) 入居者の収入額認定等の補助業務

ア 入居者の収入申告書の回収及び審査

(ア) 翌年度家賃を大阪府が決定するために、大阪府の作成した収入申告書に収入申告に係るお知らせ文書を同封し、返信用封筒（料金受取人払）とともに、6月に入居者へ配付すること。なお、収入申告に係るお知らせ文書は、各指定管理者が、大阪府から示す文例に基づき作成すること。

収入申告に関する問合せ・苦情等については、指定管理者において対応すること。

さらに、収入申告制度をよく理解できない、又は、処理の困難な入居者に対して、収入申告の支援を行い、未申告の解消を図ること。認知症である者等の収入申告義務の免除について、大阪府が定める手順に従い、適切な対応を行うこと。

(イ) 収入申告書及びマイナンバー情報を含む添付書類の審査を行い、不備があった場合はその補正を求め、必要な指導を行うこと。

(ウ) 審査を終えた収入申告書及びマイナンバー情報を含む添付書類の内容をシステムへ入力するとともに、入力後その内容を申告内容と照合すること。

なお、処理件数の関係上大阪府が一括して入力を行う場合においても、同様に入力済みの内容と申告内容との照合を行い、入力誤りがあれば修正入力を行うこと。

また、収入認定兼家賃通知書、収入超過者認定兼家賃通知書、高額所得者認定兼家賃額決定通知書の送付後に入居者が行う収入認定に対する意見申出についても上記と同様に取扱うこと。

(I) 毎年8月に、大阪府が指示する収入未申告者へ督促通知を送付した上で、10月1日までに全入居者の収入申告書を回収すること。

イ 収入申告書の大阪府への提出及び収入認定及び家賃通知

(ア) 入力の照合を終えた収入申告書及び添付書類は、大阪府が指定する送付文書、一覧表を添付のうえ、大阪府に提出すること。

(イ) 大阪府は、提出を受けた収入申告書及び添付書類を審査し、これらを指定管理者に返送する。

(ウ) 大阪府は、収入認定（収入超過者認定、高額所得者の認定を含む。）、家賃額決定を行い、収入認定及び家賃額決定通知書作成し、指定管理者に引き渡す。指定管理者は、お知らせ文

書を作成し、収入認定及び家賃額決定通知書とともに入居者へ送付すること。

なお、収入認定及び家賃決定に関する問合せ・苦情等については、指定管理者において対応すること。

大阪府において意見申出に対する収入認定の更正及び家賃額の変更等を行った場合は、指定管理者は、大阪府が作成した収入認定の更正及び家賃額変更等の通知書を入居者へ送付すること。

(5) 家賃変更（収入更正）等補助業務

ア 入居者から入居関係の異動に係る届及び申請があり、家賃額変更（収入更正）が生じる場合は、収入更正申請書を提出するよう指導する。

収入更正申請があった場合は、申請書及び添付書類の審査を行い、システムへ入力すること。
なお、不備があった場合はその補正を求めること。

大阪府が家賃の変更決定を行うので、審査した結果をシステムへ入力すること。

審査を終了した申請書及び添付書類は、処理月の5日前後までに大阪府に提出すること。受け付けた申請書を大阪府に提出する際に、大阪府が指定する送付文書、一覧表を添付し、送付すること。

大阪府は、送付を受けた申請書類及び添付書類について、その内容を審査し、家賃額変更決定を行う。

家賃額変更決定後は、指定管理者は大阪府が作成した変更通知書を入居者へ送付すること。

イ バリアフリー改善工事等により、大阪府が家賃額を変更した場合は、指定管理者は大阪府が作成した家賃額変更通知書を入居者へ送付すること。

(6) 家賃の減免決定補助業務

ア 入居者から家賃の減免申請があった場合は、申請書及び添付書類の審査を行い、システムへ入力すること。なお、不備があった場合は入居者に対してその補正を求めること。

審査を終了した申請書及び添付書類は、処理月の5日前後までに大阪府に提出すること。受け付けた申請書を大阪府に提出する際に、大阪府が指定する送付文書、一覧表を添付し送付すること。

大阪府は、送付を受けた申請書及び添付書類について、その内容を審査し減免決定（不承認決定を含む。）を行う。

減免決定後において、指定管理者は大阪府が作成した決定通知書を入居者へ送付すること。

イ 減免更新のために、大阪府が作成した減免期間終了通知を期間終了日の2か月前に入居者へ送付すること。

ウ 入居者から減免の取消申請があった場合には、申請書及び添付書類を審査し、システムへ入力すること。

受け付けた申請書及び添付書類を大阪府に提出する際に、大阪府が指定する送付文書、一覧表を添付し、大阪府に送付すること。

大阪府における減免取消決定後において、指定管理者は、大阪府が出力した取消通知書を入居者へ送付すること。

エ 減免制度の入居者用のしおりを大阪府が示した文例に従い作成すること。

オ 減免後の家賃額等の減免制度に関する問合せ・苦情等については、指定管理者において対応すること。

(7) 敷金の徴収猶予決定補助業務

ア 敷金の徴収猶予申請があった場合は、申請書及び添付書類の審査を行い、システムへ入力すること。なお、不備があった場合はその補正を求めること。

審査を終了した申請書及び添付書類は、処理月の5日前後までに大阪府に提出すること。受け付けた申請書を大阪府に提出する際に、大阪府が指定する送付文書、一覧表を添付し送付すること。

大阪府は、送付を受けた申請書及び添付書類について、その内容を審査し徴収猶予決定（不承認決定を含む。）を行う。

徴収猶予決定後、指定管理者は大阪府が作成した決定通知書を入居者へ送付すること。

イ 徴収猶予更新のために、大阪府が作成した徴収猶予期間終了通知を満了日の2か月前に送付すること。

ウ 入居者から徴収猶予の取消申請があった場合には、申請書及び添付書類を審査し、システムへ入力すること。

受け付けた申請書及び添付書類を大阪府に提出する際に、大阪府が指定する送付文書、一覧表を添付し、大阪府に送付すること。

大阪府における徴収猶予取消決定後において、指定管理者は、大阪府が出力した取消通知書及び敷金納付書を入居者へ送付すること。

エ 徴収猶予後の敷金や猶予期間等に関する問合せ・苦情等については、指定管理者において対応すること。

4 施設管理に関する業務

府営住宅等敷地内に存する施設全般について、管理上必要な維持修繕を以下の各項に基づき、指定管理者の責任において適正に実施しなければならない。

(1) 施設の維持修繕に関する業務

府営住宅等敷地内に存する施設全般について、以下により維持修繕を行うこと。

ア 緊急修繕（空家修繕以外のもの）

建築物、屋外工作物（通路、公園、広場、遊具、掲示板、緑地、塀、側溝、雨水貯留施設、排水管、その他の府営住宅等敷地内に存する工作物）、設備インフラ（電気、電話、テレビ共聴設備、給水設備、ガス設備、浄化槽、昇降機、電波障害対策施設、太陽光発電設備等）における、入居者の日常生活に支障をきたす不具合を個別に修繕することをいい、以下により実施する。

(ア) 自治会・入居者等から修繕依頼等があった場合、その修繕が大阪府の負担によるべきか、入居者の負担によるべきかを「府営住宅修繕・維持管理負担区分表」に基づき判定し、大阪府の負担によるべき場合は、「公共住宅改修工事共通仕様書」、「大阪府営住宅管理業務説明書(施設管理編)」及び「一般（緊急・空家）修繕実施基準」等(以下、「共通仕様書等」という。)に基づき修繕すること。

なお、入居者の負担によるべき場合はその理由を説明し、入居者の負担で行わせること。

(イ) 緊急修繕の実施及び工法は、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅」という公営住宅法の目的に合う修繕を行うとともに、最小の経費で最大の効果が上がる方法をもって指定管理者の責任において実施すること。

(ウ) (ア)にかかわらず、事故発生を未然に防止するため、日頃から団地内巡視等巡回による不具合の発見に努め、発見した場合は早急に「共通仕様書等」により修繕すること。

(I) 大阪府が提供するオンラインシステムを通じた修繕依頼等を受付、対応すること。

イ 入居に伴う空家修繕

指定期間開始時に存する空家及び開始後発生する空家について、次の(ア)～(カ)により予算の範囲内で修繕すること。

(ア) 「共通仕様書等」及び「MAIハウス改造実施基準」等を標準に、入居者が不快感なく使用できるよう、最適な方法をもって実施すること。

(イ) 本仕様書Ⅱ－１－(3)－エ 退去時検査(第1回)に示す補修費徴収区分で、入居者が行うべき原状回復にかかる費用の徴収を免除した住戸については、入居者負担を免除した範囲も含めて指定管理者が負担すること。

(ウ) 本来、前入居者の模様替え箇所の原状復旧や家財道具等の不用品処分は、退去時に前入居者の負担で行われるべきであるが、無断退去等で前入居者が行方不明の場合や強制執行による住宅の明渡しの場合等は履行されない場合があるため、空家修繕時に行うこと。

ただし、建替事業及び用途廃止事業のために募集停止されている住戸については、対象の住棟撤去若しくは移転のための空家修繕時まで家財道具等の不用品処分を行うこと。

(I) 今後、入居を予定しない空家及び単身死亡により住戸内の残置物が撤去されておらず、未返還となっている住戸についても、管理する団地の居住者の安全、衛生を保持するために必要な点検及び修繕等を行うこと。

(オ) 被災者支援に伴い府営住宅に設置済の網戸等の撤去業務

(東日本大震災(網戸・エアコンの撤去)、平成30年度に発生した大阪北部を震源とする地震及び台風21号(風呂・網戸等の撤去)、ウクライナ避難民及び能登半島地震(風呂・網戸等の撤去))(参考価格に含まない業務(毎年度別途協議))、被災者に一時使用許可している府営住宅について、網戸及びエアコン等を撤去すること。(リース風呂制度に基づき設定されているものを除く)

当該経費については、募集要項「4. 募集に関する基本条件」(4)管理運営経費①イ事業費《参考価格に含まれない事業費》に記載のとおり、別途事業費を措置するため、大阪府からの指示に基づき、予算の範囲内で実施すること。

ウ 入居に伴う空家修繕時の計画修繕未施工住戸等に係る修繕業務(参考価格に含まない業務(毎年度別途協議))

過去及び管理開始後に実施した計画修繕工事において入居者の意向により実施できていない修繕や、建替事業等の府の事業計画を鑑み実施していない修繕について、大阪府からの指示に基づき、空家修繕時等に実施すること。

エ 建替事業等に伴う空家閉鎖等業務(参考価格に含まない業務(毎年度別途協議))

建替事業等に伴い募集停止し、空家となった住宅において、大阪府が撤去するまでの間の侵入、盗難や無断使用を防ぐための階段室、扉、窓等の閉鎖や、建替事業等を実施する団地敷地内の除草清掃及び工作物の設置等について、大阪府からの指示に基づき、予算の範囲内で実施すること。

オ 建替事業等に伴う空家修繕業務(参考価格に含まない業務(毎年度別途協議))

指定期間開始時に現に存する空家及び開始後発生する空家で、建替事業等に伴う移転のために使用することとなった住戸等(駐車場区画含む)において行う修繕について、大阪府からの指示に基づき、予算の範囲内で以下により実施すること。

(ア) 修繕にあたっては「共通仕様書等」を標準とするとともに浴槽・風呂釜の設置を行うものとし、最適方法をもって実施すること。

(イ) 移転に伴い、閉鎖されている駐車場区画を使用する必要がある場合は復旧を行うこと。

- (ウ) 前入居者の模様替え箇所の原状復旧や家財道具等の不用品処分は、本仕様書Ⅱ－４－(1)－イ－(ウ)により、行うこと。

カ 修繕の引継ぎ

令和９年３月３１日までに前指定管理者が既に修繕した（令和８年１２月（令和８年度第５回）募集に係る入居に伴う空家修繕の住戸を含む）空家について追加補修（瑕疵補修は除く）がある場合は、大阪府と協議の上対応すること。なお、令和９年２月（令和８年度第６回）募集や随時募集等で令和９年２月１日以降に入居決定をした住戸に係る入居に伴う空家修繕は、本指定管理者が行うこと。

自治会等からの修繕依頼で前指定管理者が未実施又は一部実施となっている修繕についても、本指定管理者が行うこと。建築物、屋外工作物に指定管理者の名称がある場合、名称を変更すること。

キ 災害時の被災者支援に伴う空家修繕等業務（参考価格に含まない業務（別途協議））

被災者向けに府営住宅を提供する等、入居に必要な住戸内の修繕等を大阪府からの指示に基づき、予算の範囲内で実施すること。

ク その他

業務に必要な技術関連資料については大阪府から別途提供する。

(2) 施設の保守点検に関する業務

府営住宅等敷地内に存する施設全般について、入居者等への事故防止や日常生活に支障をきたす事のないよう、常時適正な状態に機能を維持するため以下の保守点検を行い、「(6) 検討会議、委員会等への参画」の「ア 大阪府営住宅施設保全業務調整会議（月１回）」において、点検実施の状況及び不具合等への対応について報告を行うこと。

なお、各業務の内容は、別添「大阪府営住宅管理業務説明書(施設管理編)」による。

ア 保守点検項目

- (ア) 受水槽・給水塔清掃業務
- (イ) 専用水道点検業務（水質検査含む）
- (ウ) 簡易専用水道点検業務（水質検査含む）
- (エ) 給水設備（揚水ポンプ）保守点検業務
- (オ) 給水設備（加圧ポンプ）保守点検業務
- (カ) 給水設備（増圧ポンプ）保守点検業務
- (キ) 雨水貯留槽付帯設備点検業務
- (ク) 消防用設備点検業務
- (ケ) 自家用電気工作物等保守点検業務
- (コ) 昇降機保守点検業務※
- (サ) ゴミドラム保守点検業務
- (シ) 合併式浄化槽維持管理業務（水質管理、清掃等含む）
- (ス) 浄化槽法定点検業務
- (セ) 緊急時連絡業務
- (ソ) 電波障害対策施設保守点検業務
- (タ) 環境共生設備保守点検業務
- (チ) 緑地保全業務
- (ツ) 定期点検業務・安全点検業務
- (テ) 駐車場内ロボットゲート保守点検業務

- (ト) 機械式立体駐車装置保守点検業務
- (ナ) 共用部光熱水費支払い業務
- (ニ) 徴収切替に伴う光熱水費支払い業務
- (フ) 高層一括受電住宅の電気料支払い業務
- (セ) 徴収切替に伴う施設・設備等の維持管理費支払い業務
- (ノ) 風呂設備再利用に伴う点検
- (ハ) 複合用途防火対象物特例申請業務

※ 昇降機保守点検業務では C 地区（中・南河内地区）を除いた各地区においてメーカー系以外への契約も可能とする試行実施が含まれる。別途業務説明書（施設管理編）参照のこと。

(3) 周辺地域への電波障害対策施設の管理

電波障害の対策範囲内の居住者等については、「大阪府営住宅電波障害対策施設取扱基準」により適切に対応し、その他の苦情、問合せについては、その状況を把握した上で適切に対応すること。

(4) 新築住宅等引継ぎ業務

施設管理に必要な建替団地、新規団地等の引継ぎ業務を行うこと。

- ア 引継検査及び現場引継にかかる、管理上必要な事項を調整するための会議への出席
- イ 引継検査立会い（経営開始上必要な現地確認）
- ウ 現場引継
 - (ア) 引継調書及び引継図書目録の項目のうち、鍵類、備品及び完成図書等の受領
 - (イ) 上記受領物品等のうち、必要なものの自治会への引継ぎ及び説明
- エ 入居当初の補修申請及びかし担保期間中のかし補修依頼の受領・集約及び大阪府への提出
- オ エレベーター自動通報装置等の電話加入権譲渡承認請求手続き
- カ 施設管理に必要な引継ぎデータの整理及びデータベース等の更新

(5) 施設管理にかかるデータ等整理業務

- ア 日常の施設管理業務を通じて生じる修繕履歴、点検結果等の各種データをデータベース化し、毎年度大阪府に報告すること。
- イ 団地の建替等により建築物が新築された場合、または、建築物の撤去等により、団地内施設の形状が変わった場合は、住宅一覧を新たに作成もしくは従来図の修正を行い、適宜大阪府に提出すること。
- ウ 新築住宅、計画修繕等の引継ぎに受領した鍵類、備品、完成図書及び図面等については、引継図書目録を作成の上、各種データをデータベース化し、毎年度大阪府に報告すること。

(6) 検討会議、委員会等への参画

施設の維持管理業務の改善等を目的として開催する検討会議、委員会等へ出席し、会議に必要な資料等を提供すること。

なお、現在予定している主な検討会議、検討委員会は次のとおり。

- ア 大阪府営住宅施設保全業務調整会議（月 1 回）
- イ 大阪府営住宅合併浄化槽水質調査検討会及び技術部会（年 3 回）

5 建替事業・集約事業の入居・退去関連事務に関する業務（参考価格に含まない業務（毎年別途協議））

(1) 業務内容

建替事業・集約事業により移転するために必要となる入居・退去関連事務に関する業務。

ただし、移転先住宅の募集・決定及び必要書類（請書及び保証人資格申告書（特公賃に限る）等を除く）の徴取・確認は、大阪府で行う。

(2) 業務手続き

指定管理者は、建替事業・集約事業の入居・退去関連事務に関する次の業務（建替事業はアに限る）について、入居者に対して行う特定入居（住宅替え）の手続きにより実施すること。

ア 活用可能住戸の報告・・・本仕様書Ⅱ－１－(1)－イ－(イ) ５ページ参照

イ 入居資格審査・・・・・・・・本仕様書Ⅱ－１－(2)－ア－(I)、(イ) 7ページ参照

ウ 入居説明の実施・・・・・・・・本仕様書Ⅱ－１－(2)－イ参照 8ページ参照

エ 入居手続き・・・・・・・・本仕様書Ⅱ－１－(2)－ウ参照 8～9ページ参照

オ 入居者の退去・・・・・・・・本仕様書Ⅱ－１－(3)－ア、イ、ウ、Ⅱ－１－(3)－オ、カ、キ（家賃、敷金の精算、還付）、ク参照 9～11ページ参照

6 駐車場の管理運営に関する業務

府営住宅等の駐車場施設（車路を含む、以下同じ）について、下記の業務を適切に行うこと。

(1) 駐車場の利用承認等事務

ア 入居者（入居予定者を含む、以下同じ）への案内及び申込の受付

入居者からの申出等に基づき、駐車場の利用案内及び駐車場利用申込書の受付を行うこと。

イ 利用申込者の適合審査及び利用承認書の交付等

大阪府所定の基準により適否を審査し大阪府へ報告すること。また、大阪府が利用承認を行った者に対して駐車場利用承認書を交付するとともに、区画表示用プレートを取り付け等すること。

ウ 保証金の徴収補助

利用申込者に対して保証金の納付書を交付し納付の確認を行うこと。

エ 区画の変更等事務

利用区画の変更等の申出があった場合、これを受付、大阪府所定の基準により適否を審査し、変更手続きを行うこと。

オ 解約等の受付及び処理

解約の申出があった場合、これを受付、駐車場返還届を確認の上、大阪府へ報告すること。退去済み入居者の駐車場契約等について適宜確認し、解約の申出等必要な手続きを行うこと。

カ 使用料免除申請の受付及び適合審査、免除承認書の交付

指定管理者は、駐車場使用料免除の申請があった場合、大阪府所定の基準に照らし適否を審査し大阪府へ報告すること。また、大阪府が承認を行った者に対して駐車場使用料免除承認通知書を交付すること。

キ 利用承認の取消し等に関する事務

解約又は解除等により大阪府が利用承認の取消しを行った者、また免除適用除外事項に該当する等により大阪府が使用料免除の取消しを行った者に対して、必要な書類を交付すること。

ク 利用状況の管理

指定管理者は、ア～キの手続きや、大阪府の業務に伴う駐車区画の使用停止等に関するシステム入力を速やかに行い、駐車場の利用状況を常時把握し、大阪府からの問合せに速やかに回答すること。また、大阪府が必要に応じて問い合わせる時点において、駐車場区画の現状を調査し、提出すること。

ケ 単身入居者の死亡に係る駐車場の解約処理

単身入居者が死亡した場合、親族や緊急連絡先等に駐車場返還手続きを取るよう連絡すること。また、契約者不在等により車両が残置された場合は、大阪府に報告の上、指示を受けて適切に対応すること。

(2) 駐車場使用料の収納

ア 口座振替

(ア) 駐車場使用料の収納は原則として口座振替(自動引落し)としている。

(イ) 指定管理者は、口座振替の開始又は振込先口座の変更があった場合は、「口座振替(自動払込)納入依頼書」に基づき、システム入力を行う。入力後、当該駐車場利用者に大阪府が作成した口座振替納入案内書を送付すること。

(ウ) 大阪府からの発送依頼に基づき、口座振替により駐車場使用料を納入している駐車場利用者へ口座振替納入案内書兼納入済通知書を配付すること(4月と10月)。

イ 納入通知書、納付書の送付

(ア) 口座振替を停止した駐車場利用者には、納入通知書を送付すること。

(イ) 納付書を紛失した駐車場利用者に対しては、システムから出力した納付書を交付すること。

ウ 現金による収納

(ア) 訪問や窓口で駐車場使用料を現金受領したときは所定の領収書を交付し、現金出納簿等に領収控及び出納を行なった金額を整理のうえ、その内容をシステムへ入力すること。

(イ) 収納した駐車場使用料を翌営業日までに大阪府の指定する金融機関へシステムから出力した払込書で払い込むこと。

(ウ) 年に1回、指定管理者は駐車場使用料等の取扱について、大阪府の検査を受けること。

(3) 駐車場使用料の滞納整理

ア 駐車場使用料の滞納整理に関する業務については、大阪府の示す滞納整理フロー等に基づき実施すること。

イ 駐車場使用料滞納者への入金案内等

駐車場使用料に滞納があった利用者に対し、大阪府が示す(督促状・催告書等)リストに基づき、電話、文書、訪問等により全件入金案内を行うとともに、システムの交渉経過欄に記録を入力すること。入金案内等に関する問合せ・苦情等については、指定管理者において対応すること。

ウ 滞納駐車場使用料の収納

利用者等から滞納駐車場使用料の持参又は送金があった場合は、収納するとともに、システムの交渉経過欄に送金・収納記録を入力すること。

エ 駐車場使用料滞納者の利用停止措置

利用承認していた区画を閉鎖するとともに、これに関するシステム入力を行うこと。

(4) 保管場所使用承諾証明書の交付に関する業務

大阪府が利用承認を行った者からの請求に対し、大阪府所定の基準に照らし適否を審査し、保管場所使用承諾証明書(自動車の保管場所の確保等に関する法律に規定する書面)を交付すること。なお、この証明書の交付に際して費用を徴収する場合は、その費用を指定管理者の収入とすることを認める。

ただし、徴収する費用は実費相当額とし、その低減に努めること。

なお、当該実費相当額は、他府県事例等も勘案し、**1,000 円／区画**（消費税及び地方消費税を含む）を上限とすること。

(5) 駐車場の巡回及び迷惑駐車対策等に関する業務

ア 駐車場の巡回等業務（参考価格に含まない業務（毎年別途協議））

駐車場の巡回等現地管理業務について、以下の(ア)～(イ)に留意して、次の業務を入札により選定された受託者との委託契約により実施すること。

なお、自治会をはじめとする受託者（予定者を含む）に対しては、入札の際の問い合わせへの対応並びに、契約及び業務履行の際の相談・調整を十分に行い、滞りなく業務を遂行するよう努めること。

(ア) 円滑に業務が進むよう、自治会等と十分な協議を行うとともに、当該業務の履行について、受託者の指導を適正に行うこと。

(イ) 当該業務の受託者の選定は、大阪府の指示に基づき、年度当初から当該業務の受託者が業務を開始できるよう前年度内までに行うこと。

（※令和 9 年度業務については、令和 8 年度に入札実施予定）

(ウ) 受託者との契約内容の変更が必要な場合は、変更契約を行うこと。（変更手続きに関する費用は指定管理者の負担とする）

（※令和 9 年度業務の委託契約は、委託者を前指定管理者として令和 8 年度に締結する予定のため、委託者の変更手続きが必要となる）

(I) その他、入札により実施する業務内容は変更となる場合がある。

【入札により実施する業務内容】

○駐車場施設の巡回業務

- ・昼間・夜間の巡回・点検（迷惑駐車記録及び当該車両への注意勧告文書の添付等を含む）
- ・迷惑駐車や駐車区画の不適正使用の記録及び当該車両への注意勧告文書の添付
- ・迷惑駐車に対する緊急対応
- ・駐車場施設の修繕必要箇所や障害物等の有無の確認
- ・その他駐車場施設の秩序維持に関して必要な措置

○駐車場施設の清掃業務

- ・駐車場施設の清掃
- ・駐車場施設内の排水溝の清掃
- ・その他駐車場施設を清潔に保つための必要な措置

○駐車場施設の除草業務

- ・駐車場施設の除草
- ・その他駐車場施設を清潔に保つための必要な措置

ただし、入札不調の場合及び受託者決定後に委託契約が解除された場合は、当該業務を指定管理者が行うものとする。

また、指定管理者の責に帰さない事由により入札の執行が困難または執行すべきでないと思われるときは、大阪府と協議を行い、入札の保留・延期または中止等の措置を講じること。

なお、当該業務の受託者等への委託金は、別途大阪府から措置する。(募集要項参照)

イ 迷惑駐車対策等業務

- (ア) 駐車場の利用者に対して、駐車場の適切な使用方法について指導を行うこと。
- (イ) 駐車場施設及びその周辺の環境美化に努めること。また、利用者に対し、その啓発を行うこと。
- (ウ) 迷惑駐車及び駐車区画の不適正使用に対しては、以下の対応を行うこと。
 - ① 警告書の貼り付け等による所有者への警告及び大阪府への状況報告
 - ② 所有者の確認及びブロック設置等解消に関する必要な措置及び大阪府への状況報告
 - ③ 放置車両の撤去業務(参考価格に含まない業務(毎年別途協議))
 - ④ 苦情・問合せ対応
- (I) その他、駐車場施設の秩序維持に関して必要な措置を能動的に行うこと。

(6) 駐車場施設の維持修繕業務(参考価格に含まない業務(毎年度別途協議))

駐車場施設の状況を確認し、必要に応じて駐車場施設の修繕を行うこと。なお、実施に当たっては、自治会と十分に協議を行うこと。また、当該費用は別途大阪府から指定管理者に措置するので、この範囲内で実施すること。

(7) 駐車場管理図面(団地内通路を含む)の作成若しくは修正に関する業務

ア 既存駐車場の図面修正等

従来図の修正を行い、毎年7月末時点並びに大阪府が必要に応じて指示する時点における駐車場管理図面を作成し、大阪府に提出すること。修正にあたっては以下の内容が図面に記載されていることを確認し、未記載の場合には追記すること。

- コインパーキング、カーシェアリング、予約駐車場サービス、外部貸し等の一般開放区画の位置と区画数
- 住宅に複数の自治会がある場合、自治会が管轄する範囲
- 駐車場施設の巡回業務の対象となる団地内通路

イ 新設駐車場等の図面作成

団地の建替え等により駐車場施設が新設された場合、または改修等により駐車場施設の形状が変わった場合は、駐車場管理図を新たに作成または従来図の修正を行い、適宜大阪府に提出すること。

(8) 駐車場の集約業務

駐車場の不正使用の防止及び大阪府の実施する空区画の有効活用事業実施等のため、随時既契約者も含めて駐車場の空き区画の集約を行うこと。

(9) 空き区画の有効活用に関すること

ア コインパーキング、カーシェアリング、予約駐車場サービス、外部貸し等の空区画の有効活用事業に付随する業務

大阪府の指示に基づき、事業者と連携しながら自治会及び入居者に対して事業内容及び運営にかかる説明を行うこと。また、事業に関する自治会等の要望等を把握して、事業者とともに苦情・問合せ対応及び駐車場施設の秩序維持に関して必要な措置を行い、適宜大阪府に報告すること。

イ 入居者の駐車場利用の推進

大阪府所定の基準を満たす住宅において1住戸での2台目以降の利用や入居者の生活支援を目的とする利用等を積極的に推進すること。なお、推進にあたっては、自治会等との協議を行うこと。

(10) 駐車場使用料改定に関すること

ア 近傍同種駐車場の料金水準調査

4年ごと（直近は令和8年度）に、大阪府の指示に基づき団地毎に周辺地域の民間及び公的賃貸住宅の月極駐車場料金等を調査のうえ、大阪府へ報告すること。

イ 使用料改定に付随する業務

大阪府が使用料の改定を行った場合、大阪府の指示に基づき、自治会及び入居者に対して駐車場使用料改定にかかる説明を行うこと。また、苦情・問合せ対応を行い、適宜大阪府に報告すること。

7 用地の良好な維持・管理に関する業務

府営住宅等用地（処分予定地含む）について、以下の各項に基づき、適正に維持管理すること。

(1) 適切な用地管理等に関する業務

ア 巡回等を行い、放置自動車、不法投棄（家電・廃材等）、不法占拠(占有)及び不法耕作等が発生しないよう適切に管理を行うこと。

イ 放置自動車、不法投棄、不法占拠及び不法耕作が発生した場合は、速やかに大阪府に報告するとともに、適切な措置をとること。

ウ 用地管理に伴い、市町及び関係官署との協議の補助を行うこと。

エ 自動販売機の設置について、大阪府の指示に基づき、自治会及び入居者に対して事業内容及び運営に係る説明を行うこと。また設置に関する自治会等の要望を把握するとともに、事業者と連携して苦情・問合せ対応を行い、適宜大阪府に報告すること。

オ 土地境界確定における測量業務と地籍更正等土地家屋調査業務を行うこと。

（参考価格に含まない業務（毎年別途協議））

府営住宅等敷地の状況を確認し、必要に応じて土地境界確定及び地図訂正業務を行うこと。

なお、実施に当たっては、実施団地の選定や業務内容について大阪府と十分に協議を行うこと。また、当該費用は別途大阪府から指定管理者に措置するので、この範囲内で実施すること。

府営住宅等敷地の土地境界確定及び地図訂正業務について、以下の(ア)～(イ)に留意して、次の業務を入札により選定された受託者との委託契約により実施すること。

なお、受託者（予定者を含む）に対しては、入札の際の問い合わせへの対応並びに、契約及び業務履行の際の相談・調整を十分に行い、滞りなく業務を遂行するよう努めること。

(ア) 円滑に業務が進むよう、公共施設管理者である市町等と十分な協議を行うとともに、当該業務の履行について、受託者の指導を適正に行うこと。

(イ) 当該業務の受託者の選定は、大阪府の指示に基づき、年度当初から当該業務の受託者が業務を開始できるよう前年度内までに行うこと。

（※令和9年度業務については、令和9年度当初に選定を行うこと）

(ウ) 受託者との契約内容の変更が必要な場合は、変更契約を行うこと。（変更手続きに関する費用は指定管理者の負担とする）

(I) その他、入札により実施する業務内容は変更となる場合がある。

【入札により実施する業務内容】

- 基準点測量
- 現地測量
- 埋設物等調査
- 用地測量
- 地図訂正
- 地籍測量図作成
- 登記嘱託

なお、境界確定にともなう現地立ち合いは大阪府も同席するので、権利者との日程調整等を行うこと。

(2) 各種申請手続きに係る補助業務

- ア 土地境界協議に係る相談、協議、現地調査、立会、申請受付を行うこと。
- イ 土地使用許可（行政財産）に係る相談、協議、現地調査、申請受付を行うこと。
- ウ 土地貸付（普通財産）に係る相談、協議、現地調査、申請受付を行うこと。
- エ 通行承諾、工事施行承諾等に係る相談、協議、現地調査、申請受付を行うこと。

(3) 各種許可書等の交付に係る業務

大阪府は、各種申請書等について、その内容を審査し、許可決定等を行う。

許可決定等後において、指定管理者は許可書等を申請者に交付し（土地境界協議書については大阪府から申請者に交付）、申請書等及び添付書類を保管すること。

(4) 処分予定地の維持修繕等業務（参考価格に含まない業務（毎年別途協議））

- ア 処分予定地において、通路やフェンス等の工作物の補修、防犯灯の玉切れ、除草・清掃、仮囲いの設置等が必要な場合及び不法投棄・不法耕作等が発見された場合は、大阪府に報告し速やかに大阪府の指示通り対処すること。
- イ 処分予定地にある、退去済の建物について、防犯・防災上の改善等が必要な状況が確認された場合は、速やかに大阪府及び必要に応じて警察等に報告し大阪府の指示通り対処すること。
- ウ 事故発生を未然に防止するため、日頃から団地内巡視等巡回による不具合の発見に努めること。

8 その他事業への協力

府営住宅等では、市町への移管、計画修繕業務、下水道放流切替業務、建替事業、中層エレベータ設置事業、集約事業、バリアフリー化事業、風呂設備設置事業等を行っている。これら事業の実施にあたって、入居者への適切な案内等、事業への協力を行うこと。

9 特公賃の管理運営（A地区、B地区、C地区、D地区、F地区）

(1) 全般事項

特公賃は、入居者募集、家賃決定等について、公営住宅とは異なる取扱となっているので、これに留意の上、管理運営を行うこと。

(2) 特公賃の入居率の向上のためのPR

特公賃の入居率の向上のためにPR用チラシやポスター等を作成すること。また、ホームページ上で、募集状況やモデルルームの内覧等の実施を周知すること。

10 公社併存住宅の管理運営（A地区、B地区、C地区、D地区）

同一棟に府営住宅等と公社の住宅を混在して建設、運営している住宅で、共用部分の管理については、大阪府と公社の協定書に基づき実施すること。

（公募地域内に存する公社併存住宅）

令和8年3月31日現在

市町村	住宅名	棟数	全体戸数	府営	公社	備考
豊中市	豊中服部本町住宅	5棟	307戸	73戸	234戸	A地区
島本町	島本江川住宅	24棟	604戸	564戸	40戸	B地区
八尾市	八尾緑ヶ丘	22棟	580戸	500戸	80戸	C地区
堺市	浅香山	29棟	978戸	928戸	50戸	D地区

11 借上公営住宅の管理運営（A地区）

借上公営住宅とは、民間又は他団体等の住宅を府営住宅として借上げ、管理運営している住宅である。管理上は大阪府営住宅として扱うが、修繕負担区分等については、賃貸契約書に記載の負担区分等により実施すること。

（公募地域内に存する借上公営住宅）

令和8年3月31日現在

市町村	住宅名	戸数	借上先		備考
大阪市	東三国2丁目	73戸	都市再生機構	アーベイン東三国	A地区

12 特別設計住宅（シルバーハウジング）における維持管理

市町との運営に関する協定により維持管理を実施すること。

※シルバーハウジングとは、高齢者の一人暮らしや夫婦世帯等が安心して快適な生活ができるように、住宅の設備・仕様に配慮し、万一の緊急時には生活援助員による対応がある等の福祉サービスを受けられる、公営の高齢者世話付住宅。大阪府と府内市町村の共同事業で行っており、大阪府が住戸を建設、入居者のあっせんを行い、市町村が生活援助員を派遣して、入居者の方に生活相談等のサービスを行っているため、当該市町との運営に関する協定により維持管理を実施すること。

（公募地域内に存する特別設計住宅）

令和8年3月31日現在

市町村	住宅名	戸数	棟番号
豊中市	豊中上新田住宅	84戸	1・2号棟
吹田市	吹田川園住宅	20戸	3号棟
吹田市	千里古江台	23戸	47棟
高槻市	高槻城東	20戸	13・16・17・19棟

茨木市	茨木三島丘	30戸	5棟
八尾市	八尾緑ヶ丘住宅	20戸	20・21号棟
堺市美原区	美原平尾	23戸	1棟
泉大津市	泉大津なぎさ	42戸	1・4棟
和泉市	和泉伯太	30戸	6棟
岸和田市	岸和田荒木	24戸	10棟
泉南市	泉南りんくう	30戸	1棟

13 官公署等からの照会に対する回答

府営住宅等入居者等に関する官公署等からの照会文書については、個人情報保護法及び大阪府個人情報保護条例の規定に留意し、指定管理者が回答すること。（※）

回答後、大阪府が指定する方法によって、対応状況を大阪府に報告すること。

（※エレベーターかご内設置の防犯カメラの取扱いについては別途業務説明書【施設管理編】参照のこと。）